

観音寺市・大野原町・豊浜町 合併協議会だより

平成17年

第16号

8月1日

■発行：観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局 ☎ 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885
URL <http://www.kot-gappei.jp>



合併に伴う決算調整及び予算編成要領説明会を行いました。



新しい「観音寺市」の市章

平成17年10月11日、観音寺市、大野原町、豊浜町は合併します。

主 な 内 容

- 第15回合併協議会の結果 2～7
- 豊浜町町村合併50周年記念式典 5
- 1市2町外にも合併PRします。..... 5
- 合併について勉強中！ 5
- 第17回合併協議会のお知らせ・ご意見等 8





6月23日に第15回合併協議会が開催されました。会議では、報告事項14件、その他第16回合併協議会の日程について協議を行いました。

報告事項

報告第44号

平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業報告について

平成16年度は、合併協議会の組織づくり、事務局体制の整備、合併協定項目の協議及び調整、新市建設計画の策定等を行うために必要な事項について協議及び調整を行うとともに、住民の理解を深めるため、積極的な情報提供に努めることを目標として、次の事業を実施してきたとの報告がありました。

平成16年4月1日

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置

1 協議会（第1回～12回、幹事会（第1回～11回、臨時3回）、各種専門部会（全12部会が随時）及び分科会（全34分科会が随時）の開催

2 合併協定項目の協議

協定項目

協議第1号から第23号（①～③⑩号）

新市建設計画（第1章～第8章）

3 新市建設計画の策定

4 住民説明会の開催

5 合併に関する情報の提供

合併協議会だより発行、ホームページ作成及び更新

6 事務事業の調整（一元化に向けて）

(1) 新市例規集作成支援業務委託

(2) 電子計算システム調査分析委託

(3) 1市2町ネットワーク調査・基本計画作成業務委託

7 合併に関する先進地事例等の調査・研究

(1) 先進地視察

(2) 視察先受入

8 新市市章デザイン提案業務委託

9 合併協定調印式 平成17年1月27日

10 廃置分合の手續

11 その他必要な合併に関する調査・研究

報告第45号

平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算の認定について

伊瀬 均 監査委員より、6月8日、大野原町会議室において、大廣清雄監査委員とともに、平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算監査を行った結果、平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出決算書のとおり適正にして正確に処理されていたとの報告がありました。

歳入合計 63,000,506円

うち、1市2町負担金 48,000,000円

県補助金 15,000,000円

諸収入 506円

歳出合計 46,036,729円

うち、運営費 29,312,279円

事業費 16,724,450円

報告第46号

「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について

1市2町において制定されている例規を整理、調査し、新市において施策及び業務を遂行するために必要な例規の作成を目的として、第一法規株式会社と、例規作成支援業務の契約を締結した旨の報告がありました。

報告第47号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の給与、職の名称、級別職務分類表について、調整結果について報告がありました。

【調整結果】

（職員の給与①、職の名称②、級別職務分類表③）

報告第48号

特別職の職員の身分の取扱い（その1）について

特別職（四役、議員、行政委員会の委員等）の報酬・費用弁償の調整結果について報告がありました。

【調整結果】

（特別職報酬等一覧表④、特別職の報酬・費用弁償⑤）

報告第49号

国民健康保険事業の
取扱いについて

一日人間ドック及び
国民健康保険運営協議
会について、次のとお
り調整されたとの報告
がありました。

【調整方針】

一日人間ドック事業
については、合併時に
再編統一し、自己負担
額については、新市に
おいて速やかに再編調
整する。

【調整結果】

対象者 国民健康
保険に加入してい
る者

年齢制限 35歳以上
70歳未満
委託先
三豊総合病院

【調整方針】

国民健康保険運営協
議会については、合併
時に再編統一する。

職員の給与 ①

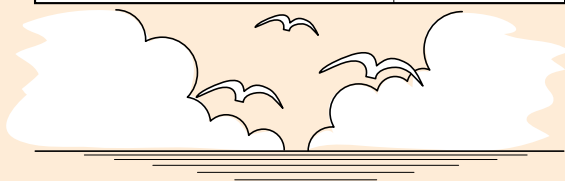
	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
給料表	行政職（一） 8級制 企業職給料表 8級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職（一） 9級制 企業職給料表 9級制
初任給 (行政職一)	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給
手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当
退職手当 制度	観音寺市職員の退職手当に関す る条例に基づき支給される。	香川県市町総合事務組合（旧香川県市町村職員退職手当組合）に 加入し、組合の退職手当支給条例の規定に基づき支給される。		観音寺市職員の退職手当に関す る条例に基づき支給される。

級別職務分類表 ③

	職 務
1級	定型的な業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務
2級	1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務
4級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任の職務又はこれに相当する職務
5級	1 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務又はこれに相当する職務
6級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務
8級	課長の職務又はこれに相当する職務
9級	部長の職務又はこれに相当する職務

職の名称 ②

吏員（事務吏員・技術吏員）	吏員以外の職
部長、支所長、課長、局長、主幹、 所長、室長、課長補佐、局長補佐、 支所長補佐、所長補佐、副主幹、主 査、総括技術員、係長、主任、主任 技術員、主事、技師、保育士、栄養 士、技術員	事務員、技術員、 保育士、栄養士



特別職の報酬・費用弁償 ⑤

種 別	新観音寺市	
	区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	年 額	612,000
教育委員会委員	年 額	554,000
選挙管理委員会委員長	年 額	360,000
選挙管理委員会委員	年 額	245,000
公平委員会委員長	年 額	150,000
公平委員会委員	年 額	132,000
監査委員（識見を有する者）	月 額	170,000
監査委員（議会より選任）	月 額	35,000
農業委員会会長	年 額	404,000
農業委員会常務代理人	年 額	316,000
農業委員会部会長	年 額	316,000
農業委員会委員	年 額	274,000
固定資産評価審査委員会委員	日 額	7,000
選挙 投票、開票、開票管理 投票、開票、選挙立会人	選挙管理委員会委員 長が市長と協議 して定める額	
期日前投票管理者及び不在者投票管理者 (公職選挙法施行令(昭和25年政令第89 号、以下「施行令」という。)第55条第2項 及び第57条の規定によるものを除く。)		
期日前投票立会人及び不在者投票立会人 (施行令第57条第3項及び第58条第3項 の規定によるものを除く。)		

特別職報酬等一覧表（香川県内外） ④

区 分	新観音寺市	旧観音寺市	大野原町	豊 浜 町	高 松 市	丸 亀 市	さぬき市	玉 野 市	鳴 門 市
住民基本台帳人口 (平成17年5月1日現在)	66,630	44,599	13,069	8,902	336,406	111,280	56,279	69,396	64,932
職 員 数 (1市2町のみ平成17年5月1日現在)	645	406	129	110	3,268	1,206	878	896	934
報 酬 額	市 長	947,000	947,000	785,000	800,000	1,211,000	971,000	900,000	940,000
	助 役	730,000	730,000	594,000	610,000	906,000	765,000	710,000	755,000
	収入役	664,000	664,000	552,000	565,000	783,000	707,000	650,000	675,000
	教育長	651,000	651,000	518,000	528,000	738,000	691,000	600,000	665,000
	議 長	539,000	539,000	366,000	346,000	727,000	586,000	500,000	535,000
	副 議 長	465,000	465,000	314,000	288,000	647,000	512,000	450,000	475,000
期 末 手 当	議 員	430,000	430,000	277,000	261,000	608,000	457,000	410,000	450,000
	全 議 員 数	24	20	16	13	40	34	26	25
そ 他 手 当	四 役	6月 1.60	1.60	1.40	1.40	1.60	1.60	1.60	1.40
	12月	1.70	1.70	1.60	1.60	1.70	1.70	1.70	1.60
	議 員	6月 1.60	1.60	1.40	1.40	1.60	1.60	1.60	1.70
	12月	1.70	1.70	1.60	1.60	1.70	1.70	1.70	2.05
その他手当		期末加算 20%	期末加算 20%	期末加算 3役 40% 議員 15% 教育長手当	期末加算 3役 40% 議員 15% 教育長手当	期末加算 20%	期末加算 25%	期末加算 20%	期末加算 15% 議員 市扶養・勤労手当

【調整結果】

委員構成

被保険者を代表する委員 5人

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

委員 5人

公益を代表する委員 5人

被用者保険等被保険者を代表する委員

員 2人

合計 17人

活動状況

定例会 年1回(2月)、その他必要があるとき

報告第50号

各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い(その1)について

広聴広報について、次のとおり調整されたとの報告がありました。

【調整方針】

1 広聴広報について

(1) 広報誌、ホームページについて

は、合併時までに調整し、新市

において新たに発行・作成する

ものとする。

(2) 相談業務等については、合併時

までに調整し、統一するものと

する。

(3) ケーブルテレビ放送については、

合併時までに調整、統一し、オ

フートーク通信については、新市

において調整するものとする。

【調整結果】

広報誌

名称 広報かんおんじ

発行日 毎月1日

部数 21,200部

サイズ A4版

配布方法

・自治会を通じて配布

・公共施設等は職員が配布

・市外の公共機関等へ郵送

ホームページ

開設主体 観音寺市

開設日 平成17年10月

更新頻度 随時

掲載内容 市行政情報

(旧市町のHPにリンク)

相談業務

現行のとおり実施する。

地区懇談会

新市においても実施する。

ケーブルテレビ放送等

ケーブルテレビ

行政情報発信業務(文字放送)

・目的 市行政情報の提供

・委託先 三豊ケーブル(株)

・チャンネル 一本化

オフトーク通信

新市において調整

報告第51号

各種事務事業(保健・衛生関係)の取扱いについて

妊婦・乳児健康診査受診票交付事務

について、次のとおり調整されたとの

報告がありました。

【調整方針】

妊婦・乳児健康診査受診票交付事務

については、合併時に再編統一する。

【調整結果】

対象 市内在住の妊婦、乳児

実施方法

受診票による医療機関での個別健

康診査

(受診票は、母子手帳交付時に「母

子保健ガイドブック」として発行

受診票発行枚数

妊婦一般健康診査 4枚

(うち1枚はHBS抗原検査、うち

2枚は県補助分)

超音波検査 1枚(35歳以上妊婦)

乳児一般健康診査 2枚

報告第52号

各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて

それぞれ次のとおり調整されたとの

報告がありました。

【調整方針】

公共下水道使用料等については、合

併時に統一する。

水洗便所改造資金融資あつ旋及び利

子補給制度については、合併時に統一

する。

【調整結果】

この二つについては、現観音寺市の

みで行われているもので、観音寺市の

規則をそのまま統一したとの報告があ

り確認されました。

【調整方針】

農業集落排水施設整備事業について

は、合併時に統一する。

【調整結果】

この事業については、大野原町、豊

浜町で行われている事業で、農業集落

排水会計を観音寺市農業集落排水事業

特別会計として定め、次のように調整

したとの報告があり確認されました。

受益者負担

新規加入者

報告第3号

各種事務事業（農林水産事業関係）

の取扱いについて

それぞれ、次のとおり調整されたとの報告がありました。

人 槽	補助限度額
5人槽	450,000円
6人槽	550,000円
7人槽	650,000円
8～9人槽	824,000円
10～50人槽	900,000円

合併浄化槽整備事業浄化槽設置補助金

【調整結果】

では、合併時に再編統一する。

合併処理浄化槽設置整備事業について

【調整方針】

農業集落排水処理施設の設置要領

排水設備工事関係

人 員	使用料（月額）
2人以下	2,500円
3～4人	3,000円
5～6人	3,500円
7～9人	4,000円
10～19人	7,000円
20人以上	10,000円

台帳による。

人員の基準は4月1日の住民基本

使用料金

1公共枡 150,000円

【調整方針】

国庫補助事業・単独県費補助事業に

ついては、現行のとおりに新市に引き継

ぐ。ただし、市町上乗せ分については、

合併時に再編統一する。

【調整結果】

国庫補助事業 市上乗せ 0%

単独県費補助事業

・小規模土地基盤整備事業

市上乗せ 5%

・その他事業（平成17年度申請分）

J A 関係 市上乗せ 5%

その他 市上乗せ 4%

平成18年度より廃止

【調整方針】

有害鳥獣駆除関係については、合併

時に再編統一する。

【調整結果】

有害鳥獣捕獲補助金 合併時に廃止

有害鳥獣防止対策補助事業

被害対策用ネット等設置事業

資材購入価格の1/3若しくは

30,000円以下のいずれか

低い方で1人年1回の補助を限

度とする。

【調整方針】

国庫補助事業について、現行のとお



6月25日、豊浜町文化会館において、豊浜町町村合併50周年記念式典が行われました。式典では、50年の歴史を振り返りながら、それを支えてこられた方々の功績やご苦労を讃えて賞状や感謝状が贈られました。



7月12日、観音寺第一高等学校1年生が6名、合併協議会を訪れ、合併についての勉強会をもち、会長や事務局長が質問に答えました。



豊浜サービスエリアにも合併をPRする看板がお目見えしました。そのほか、道の駅「とよはま」等4箇所にも看板が設置され、他県や1市2町外からの方にも合併をPRしていきます。



漁港・海岸の占用料 ⑥

別表 1

1 漁港施設の使用料			
種 別	区 分	単 位	金 額
けい留施設 岸壁さん橋 及び物揚場	定期運航の船舶のけい留 1 けい留までごとにつき	総トン数 1 トンにつき	日額 2円45銭
	定期運航以外の船舶のけい留 1 けい留 (24 時間) までごとにつき	総トン数 1 トンにつき	日額 4円90銭
2 漁港施設の占用料			
種 別	区 分	単 位	金 額
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリ-柱	1 か年 1 本につき	680 円
	鉄 塔	1 か年 1 平方メートルにつき	500 円
地下埋設物	口径 0.2 メートル未満	1 か年 1 メートルにつき	50 円
	口径 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満	1 か年 1 メートルにつき	100 円
	口径 0.4 メートル以上 1 メートル未満	1 か年 1 メートルにつき	260 円
	口径 1 メートル以上	1 か年 1 メートルにつき	520 円
架空管		1 か年 1 メートルにつき	地下埋設物に同じ
広告類	標 識	1 か年 1 本につき	520 円
	看板・広告板	1 平方メートルにつき	2,600 円

1. 使用料の計算単位を 1 日で定めたもので使用期間が 1 日に満たないものは、1 日として計算する。
2. 1 トンに満たないものは、1 トンとする。
3. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が 1 年に満たないものは許可の日の属する月から
占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
4. 占用の数量に 1 メートル又は 1 平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を 1 メートルまた
は 1 平方メートルとして計算する。
5. 徴収する料金の金額に、10 円未満の端数を生じたときは、その端数を 10 円に切り上げる。
6. 1 件の料金の合計が 100 円未満の場合はこれを 100 円として徴収する。

別表 2

1 土砂採取料			
種 別	区 分	単 位	金 額
土砂採取料	土 砂	1 立方メートルにつき	75 円
	砂 利	1 立方メートルにつき	100 円
2 漁港施設の占用料			
種 別	区 分	単 位	金 額
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリ-柱	1 か年 1 本につき	680 円
	鉄塔	1 か年 1 平方メートルにつき	500 円
地下埋設物	口径 0.2 メートル未満	1 か年 1 メートルにつき	50 円
	口径 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満	1 か年 1 メートルにつき	100 円
	口径 0.4 メートル以上 1 メートル未満	1 か年 1 メートルにつき	260 円
	口径 1 メートル以上	1 か年 1 メートルにつき	520 円
架空管		1 か年 1 メートルにつき	地下埋設物に同じ
広告類	標識	1 か年 1 本につき	520 円
	看板・広告板	1 平方メートルにつき	2,600 円

1. 採取料の数量に 1 立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を 1 立方メートルとして計算する。
2. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が 1 年に満たないものは許可の日の属する月から
占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
3. 占用の数量に 1 メートル又は 1 平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を 1 メートルまた
は 1 平方メートルとして計算する。
4. 徴収する料金の金額に、10 円未満の端数を生じたときは、その端数を 10 円に切り上げる。
5. 1 件の料金の合計が 100 円未満の場合は、これを 100 円として徴収する。

り新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおり引継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する。

【調整結果】

団体営土地改良事業
補助の合計が事業費の 85%を越えない範囲とする。

市上乗せ 10%以内

単独県費補助事業

県補助金 50%

市補助金（一般単県上乗せ） 20%以内

香川用水非受益地

10,000千円まで

20%以内

10,000千円以上

10%以内

【調整方針】

災害復旧事業については合併時に再編統一する。

【調整結果】

事業主体 観音寺市

補助残の 80% 市負担

【調整方針】

漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統合する。

【調整結果】

（漁港・海岸の占用料別表 1・2 ⑥）

報告第 54 号

各種事務事業（商工観光事業関係）

の取扱いについて

それぞれ次のとおり調整されたとの報告がありました。

【調整方針】

市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。

【調整結果】

四国労働金庫貸付事業

預託期間 1 力年

預託利率 0・02%

小売商業近代化資金融資預託事業

預託期間 1 力年

預託利率 0%

中小企業融資保証料助成事業

保証料助成金

中小企業融資

年利 0・93%以内

同和对策小規模事業融資

年利 0・83%以内

【調整方針】

中小企業融資審査委員会については

合併時に再編統一する。

【調整結果】

観音寺市中小企業融資審査委員会

委員 13 名

（市議 4 名、金融機関 6 名、商工

団体 3 名

委員長、副委員長 各 1 名（委

員から互選）

委員の任期 2 年（市長が委嘱・

再選妨げない）

委員会の議決

半数以上が出席し、出席委員

の過半数の同意が必要。可否同

数の場合は委員長が決める。

【調整方針】

商店街活性化事業については、新市において観音寺市の例により実施する。

【調整結果】

商店街等活性化促進事業（商店街団

体が商店街等の活性化を図る為に実施

する事業）を行おうとする商店街団体

に対して補助を行う場合に、市がその

経費の一部を負担し、もって市内商店

街の活性化を図り地域小売商業の振興

に寄与する。

事業費 100 万円以内とし、市の補

助は、最高 50 万円以内

報告第55号

各種事務事業（建設事業関係）の
取扱いについて

それぞれ、次のとおり調整されたとの報告がありました。

【調整方針】

道路認定については、合併時に再編統一する。

【調整結果】

認定時期 随時
認定基準 観音寺市市道認定基準
（平成17年10月11日施行）

【調整方針】

急傾斜地崩壊防止対策事業については、合併時に再編統一する。

【調整結果】

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業

補助率 香川県 2／3

上乗せ補助 観音寺市 2／9

地元負担 1／9

【調整方針】

道路占用料については、合併時に再編統一する。

【調整結果】

占用許可手続き

道路法第32条に規定する占用許可手続き

道路占用料金は現観音寺市に統一

報告第56号

各種事務事業（公営住宅関係）の
取扱いについて

収納管理について、次のとおり調整されたとの報告がありました。

【調整方針】

収納管理については、合併時に再編統一する。

【調整結果】

家賃の納付方法
公営住宅電算システムにより統一
磁気媒体を使用する口座振替方式
振替日 毎月末
（金融機関休業日の場合は翌営業日）
口座振替済通知 翌年の4月末一括送付

報告第57号

各種事務事業（学校教育関係）の
取扱いについて

次のとおり、調整されたとの報告がありました。

【調整方針】

- ・ 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。
- ・ 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整するものとする。
- ・ 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。

【調整結果】

幼稚園保育料
1 設定
観音寺市立幼稚園保育料徴収条例

例

平成17年度より月額6,100円に統一

2 通知

・ 年度当初に保育料納入通知書により保護者に通知

・ 年度末に保育料口座振替済通知書により保護者に通知

3 納入方法

- ・ 口座振替
- ・ 毎月15日金融機関振替

4 月は20日、3月は5日

4 滞納処理

各園長が保護者に連絡し現金収納
就学援助費

観音寺市就学援助費支給要綱に基づき支給する。

中学校新入生ヘルメット購入補助

1 助成についての考え方

自転車利用生徒の安全確保を目的とする。

2 助成金額

一般生徒 購入金額の1／2

3 対象者

新中学1年生のうち希望者

その他

(1) 第16回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。

【お詫び】

前号の協議会だより2ページに掲載の第14回合併協議会の結果の中に、記載誤りがありました。報告第39号文中「高丸勝茂氏」のお名前が「高丸勝茂氏」となっておりまして、訂正してお詫びいたします。

合併協議会の協議内容や資料会議録についてはホームページに随時掲載しておりますので是非ご覧ください。

ご意見等をお待ちしています。

合併協議会の資料や会議録の閲覧 及び、合併についてのお問い合わせやご意見ご提言は

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局

〒769-1697 三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

TEL0875-54-9880 FAX0875-54-9885

ホームページアドレス

<http://www.kot-gappei.jp>

※随時、内容を更新していますので是非ご覧ください。

または、下記、各市町合併担当窓口まで

観音寺市合併対策室

TEL0875-23-3917 FAX0875-23-3920

大野原町合併対策室

TEL0875-54-5700 FAX0875-54-5029

豊浜町合併対策室

TEL0875-52-1200 FAX0875-52-3113

第17回 合併協議会のお知らせ

第17回合併協議会 **日時** 平成17年8月25日(木) 午後1時30分から

場所 大野原町大字大野原1260番地1
大野原町中央公民館3階講義室

※ 第16回合併協議会は7月28日(木)に行われました。詳しい結果は第17号でお知らせします。

合併協議会はどなたでも傍聴できます。

ビデオやカメラ、録音機等の持ち込みはできませんが、協議の様子をご自身でご覧になってみませんか。
(規定により、受付にてお名前等を記入していただいて会議次第をお渡ししています。)



ひまわり

いつもお日様の方を向いて凛としている姿はなんとも美しい。

「ひまわり」や「朝顔」の一粒の種をわくわくしながら蒔いた幼いあの頃を思い出す。

ここ数年、休耕田を利用しての花畑があちこちに見られる。

「海・山・川」 自然に対しても、愛情をもって大切にしていきたいですね。